

# ○大府市畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産経営に起因する悪臭を防止し、地域社会と調和した畜産経営の安定的な発展を図るため、農業者が行う畜産環境対策に対して、予算の範囲内において交付する大府市畜産環境対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、本市において家畜を飼養し、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準の適用を受ける者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の飼養農場において畜産経営に起因する悪臭を防止するために行う事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象としない。

- (1) 同一の事業において、補助金の交付申請年度に、国、県又は市の他の補助金等の交付を受けたもの
- (2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に、大府市畜産環境対策推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書等の補助対象経費を確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、別表の補助対象経費の区分ごとに1事業者当たり同一年度について1回を限度とする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、同項の申請書の内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則に定める補助金等交付決定通知書により、当該申請をした者に通知する。

(決定内容の変更)

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、大府市畜産環境対策推進事業費補助金交付決定内容変更申請書（第2号様式）に理由を付して市長に提出しなければならない。

（決定内容の変更承認）

第7条 市長は、前条の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、補助事業者に対して、規則に定める補助金等交付変更決定通知書により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

（状況報告及び立入検査等）

第9条 市長は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告を求められたとき、又は検査を受けたときは、速やかに必要な事項を報告し、又は検査に協力しなければならない。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、大府市畜産環境対策推進事業費補助金実績報告書（第3号様式）に領収書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者の請求により補助金の交付をするものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行ったときは、その旨を補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第1項第3号の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 補助事業者は、前項の規定による申請をしようとするときには、申請の内容を記載した書面に、当該補助対象事業の交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間（以下これらを「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具

2 市長は、補助事業者が処分制限期間中において、取得した財産等を市長の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

3 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（単価50万円以上の財産）で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(証拠書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
消臭資材の購入に係る費用	補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）
消臭機材（システム機器を含む。）の購入及び設置又は臭気対策に係る施設の整備改修に係る費用	補助対象経費の4分の3以内（上限100万円） ※農業協同組合、信用金庫等の補助を受ける場合は、補助対象経費の2分の1以内とする。

備考 消臭機材について、消臭以外の用途に使用できる汎用性の高いものは、原則として補助対象外とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。